

入札の公告

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部十勝農業試験場公告第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年9月11日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 小高 咲

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名称 暖房用燃料 A重油（1リットル当たりの単価（配送料込み））

イ 数量 調達予定数量 33,000リットル

(2) 契約の目的の仕様等

1種1号 硫黄分質量0.5%以下（配送料込み）

(3) 契約期間

令和8年11月1日から令和9年5月31日まで

(4) 納入場所

河西郡芽室町新生南9線2番地

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 農業研究本部 十勝農業試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

(1) 令和8年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 北海道内に本店を有し、かつ、十勝総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(5)に掲げる資格要件にあっては、当該組合が北海道内に主たる事務所を有し、かつ、当該組合又は組合員（組合が指定する組合員）が十勝総合振興局管内に事務所又は本店、支店、営業所等を有することとする。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（4）、（5）に掲げる資格を有するかどうかの審査申請書を作成し、提出しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年9月11日（金）から令和8年10月1日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書は、十勝農業試験場のホームページにおいてダウンロードすることができるので、送付又はファクシミリでは行わない。
提出は、原則、簡易書留によることとし、持参、ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けしない。

ウ 申請書類の提出先 〒 082-0081 河西郡芽室町新生南9線2番地
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
農業研究本部 十勝農業試験場 総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 農業研究本部 十勝農業試験場 総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 河西郡芽室町新生南9線2番地
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
農業研究本部 十勝農業試験場 2階大会議室

(2) 入札日時 令和8年10月14日（水）14時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金

(1) 入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 入札保証金の免除等は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第9条各号の定めるところによる。

8 契約保証金

(1) 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金の納付の免除等は、取扱規則第37条各号の定めるところによる。

9 郵便等による入札の可否 認めない。

10 落札者の決定方法

取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。
- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否 要

13 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額に加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
農業研究本部 十勝農業試験場 総務課

イ 所 在 地 河西郡芽室町新生南9線2番地

ウ 電話番号 0155-62-9821

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払はしない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の

4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(11) 入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。

(12) 契約単価の変更については、別紙「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上、申請を行うこと。

(13) 別紙「契約単価の変更に関する特約事項」の第2の2に掲げる「当初月の市場価格の基準日」については令和8年10月第1週の価格調査公表時点とする。また、第2の5の(1)に掲げる「当初月のC I F 価格の基準日」は令和8年9月分速報公表時点（令和8年8月下旬及び令和8年9月上・中旬）とするので、留意すること。

(14) その他

入札に参加する者は、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

契約単価の変更にに関する特約事項

第1 特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、国等による石油製品の販売価格及び原油の輸入価格の調査結果を基に、加算又は減算しようとする契約単価の変動額を算定する方法を定める。

第2 用語の定義

1 基準価格

経済産業省資源エネルギー庁が公表する「石油製品価格調査」のうち、「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）週次調査」の調査結果（店頭現金価格）における「灯油・配達（18リットル）」の北海道局の価格から、消費税及び地方消費税の額を控除した価格を18で除して算出した、1リットル当たりの価格とする（小数点以下第3位以下は切り捨てる。）。

2 当初月の市場価格

入札（見積合わせ等）の際に示した基準日における1に掲げる基準価格をいう。

3 調査月の市場価格

地方独立行政法人北海道立総合研究機構が変更契約の要否を検討する月における1に掲げる基準価格のうち、その月の最初の調査結果により公表された価格をいう。

4 市場価格の差額

市場価格の差額とは、当初月の市場価格と調査月の市場価格との差額のことをいう。

算出方法	市場価格の差額 = 【調査月の市場価格】 - 【当初月の市場価格】
------	-----------------------------------

5 C I F（シフ）価格

(1) 当初月のC I F 価格

石油連盟が公表している貿易統計のうち、入札（見積合わせ等）の際に示した基準日における「01.原油・粗油C I F 価格（旬間速報）」の合計金額を、合計数量で除した価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））のことをいう。

(2) 調査月のC I F 価格

石油連盟が公表している貿易統計のうち、「01.原油・粗油C I F 価格（旬間速報）」における変更契約の要否を検討する月の前々月の下旬分と前月上・中旬分の合計金額を、当該期間の合計数量で除した価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））のことをいう。

6 C I F 価格の差額

C I F 価格の差額とは、当初月のC I F 価格と調査月のC I F 価格との差額のことをいう。

算出方法	C I F 価格の差額 = 【調査月のC I F 価格】 - 【当初月のC I F 価格】
------	---

7 単価変動額

単価変動額とは、市場価格の差額（小数点以下は切り捨てる。）と直近までの契約変更の状況を勘案した変動額のことをいう。

算出方法	単価変動額 = 【市場価格の差額】 + （【1番最初の契約単価】 - 【現行の契約単価】）
------	---

8 経費等変動額

経費等変動額とは、市場価格の差額とC I F 価格の差額を比較し、いわゆる仕入価格の増減を表わす変動額のことをいう。

算出方法	経費等変動額 = 【市場価格の差額】 - 【C I F 価格の差額】
------	------------------------------------

第3 契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

- 1 契約単価の変更は、単価変動額に1円以上の増減が生じた場合に行うものとする。
- 2 1の場合において、経費等変動額の状況に応じ、契約単価を次の方法により決定する。
 - (1) 経費等変動額が「0円以上（プラス）」のとき
契約単価の変更額は、単価変動額とする。
 - (2) 経費等変動額が「0円未満（マイナス）」のとき
契約単価の変更額は、単価変動額に1円を加算した額とする。ただし、その額が「0円」となる場合については、その月の契約単価の変更は行わないものとする。
- 3 契約変更の適用の時期は、調査月の1日とする。
- 4 初回の契約単価の変更
契約期間の初日の属する月から実施する。

第4 その他留意事項

- 1 本特約は、契約書第3条第2項による契約変更の場合に適用するものであり、災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、契約書第3条第1項により、別途協議を行い契約単価の変更を行うものとする。
- 2 参考
 - (1) 資源エネルギー庁ホームページ(石油製品価格調査)
https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html
 - (2) 石油連盟 統計情報(貿易統計・石油製品CIF価格)
<https://www.paj.gr.jp/statis/trade/>